

# 民事訴訟裁判通達書

訴訟番号 (ワ)14721

現在、貴殿は「総合消費料金未納分」に付いて通信販売契約会社、運営会社から「未だ連絡がない状態」として民事訴訟による訴状が提出されております。

このまま連絡無き場合は、指定裁判所から書類通達後に出廷となり、原告側の主張が全面的に受理され、被告の給与及び動産物、不動産の差し押さえを執行官立会いのもと強制執行し、「執行証書の交付」を承諾して頂きます。

民事訴訟、裁判取り下げ等のご相談に関しましては当局にて承りますが、こちらの書面は「総合消費者民法特例法」による法務省許可通達書の為、「個人情報保護法」上、御本人様からの御連絡をお願い致します。

尚、当局は原告側からの訴訟通達、また訴訟の正当性を確認する機関であり、当局が貴殿に対し訴訟を提起するものではありません。予め、御了承下さい。

※ご連絡なき場合には、本書を勤務先へ郵送させて頂きます

最近、架空請求業者の新しい手口として少額訴訟手続(少額訴訟は一日で判決が出てしまう為、放置してしまうと欠席裁判となり原告側の言い分通りの判決が出される)を利用し、実際に訴訟を提起する事例もございます。

万が一、身に覚えがない場合、早急にご連絡下さい。

裁判取り下げ最終期日：通知到達日より5日

債権回収管理株式会社

〒103-0013

東京都中央区日本橋人形町

消費者相談窓口 03

受付時間 平日 9:00～19:00